

第26号様式の3（第59条の37第4項）

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R2条-122	指定番号・指定年月日	条指-49・令和3年2月5日 令和7年7月25日	所在地	青葉区鴨志田町字上谷戸962番1、1052番及び1065番の各一部並びに字明下入1079番1、1079番2、1079番3の各一部			
調製・訂正年月日	令和3年2月24日調製（新規指定、形質変更1届出、搬出1届出）、令和3年4月13日訂正（形質変更2届出、搬出2届出）、令和3年7月7日訂正（形質変更3届出、搬出3届出）、令和3年12月1日訂正（形質変更1、2完了報告）、令和4年4月13日訂正（形質変更3完了報告）、令和7年7月25日訂正（追加指定1）、令和7年8月26日訂正（形質変更4届出）、令和7年11月18日訂正（形質変更4完了）							
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所敷地			面積	52.56平方メートル 179.03平方メートル（令和7年7月25日）			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類								
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壤汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由								
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置								
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあっては、その旨								
条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壤の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称		
	令和2年12月18日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物	■適合・□不適合	—	中央開発株式会社		
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	溶出量基準 ■適合・□不適合	—			
			ふつ素及びその化合物	含有量基準 ■適合・□不適合	—			
				溶出量基準 □適合・■不適合	不明			
	含有量基準 ■適合・□不適合	—						

条例形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	令和7年5月28日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物	■適合・□不適合	—	中央開発株式会社
			カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	溶出量基準	■適合・□不適合	
				含有量基準	■適合・□不適合	
			鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	溶出量基準	□適合・■不適合	無
				含有量基準	■適合・□不適合	—

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
	1 令和3年1月26日 (令和3年2月4日)	令和3年4月28日	土壌の掘削、地中埋設管路（電気）設置、アスファルト舗装、コンクリート舗装	三菱ケミカル株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	分別等処理
	2 令和3年3月30日 (令和3年4月20日)	令和3年4月28日	土壌の掘削、地中埋設管路（電気）設置、アスファルト舗装、コンクリート舗装	三菱ケミカル株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	分別等処理
	3 令和3年6月30日 (令和3年10月5日)	令和3年10月22日	土壌の掘削、地中埋設管路設置	三菱ケミカル株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	浄化等処理（抽出-洗浄）
	4 令和7年8月19日 (令和7年9月2日)	令和7年9月12日	下水管路変更工事	三菱ケミカル株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	分別等処理

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書（地歴調査、分析調査、対策完了等）に基づき作成しています。

土壤の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。